



厚生労働省

熊本労働局

Press Release

熊本労働局発表
令和2年10月30日

報道関係者 各位

[照会先]

熊本労働局 雇用環境・均等室
室長 桑原 光照
雇用環境改善・均等推進監理官 北口 健一
室長補佐 野島 学
(電話番号) 096-352-3865

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、昨年度から11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行います。

熊本労働局（局長 木下正人）では、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策に留意しながら、以下の取組を実施します。

1 キャンペーン月間

令和2年11月1日（日）から11月30日（月）

2 主な取組事項

（1）あらゆる機会を通じた周知

説明会や集団指導の場等を活用し、長時間労働の削減等の過重労働解消と併せ、「しわ寄せ」防止の取組に関する周知・啓発を行うとともに、リーフレット及びポスターを使用者団体、労働組合、地方公共団体、関係機関等に配付します。

（2）「しわ寄せ」防止に向けた要請等の実施

ア 大企業への訪問要請

大企業等を労働局職員が訪問し、「しわ寄せ」防止についての要請を行います。

イ 使用者団体等への協力

使用者団体及び労働組合に対して、長時間労働の削減等に伴う下請け等中

小事業者への「しわ寄せ」防止の取組等が実施されるように、協力要請を行います。

(3) 大企業の働き方改革に伴う「しわ寄せ」に関する情報の提供

ア 「しわ寄せ」相談・情報の提供

労働局（雇用環境・均等室、監督課）及び労働基準監督署において、「しわ寄せ」に関する相談に対応し、「しわ寄せ」に関する情報を把握した場合は、経済産業局へ情報提供を行います。

イ 通報制度の的確な運用

労働基準法関係法令違反の背景に、極端な短納期発注等に起因する下請法等違反が疑われる事案について、厚生労働省から公正取引委員会・中小企業庁に通報する制度の運用を厳格に行います。

11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



その発注…。
どこかの職場で
「しわ寄せ」を
生んでいませんか？

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう！

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



(しわ寄せ防止特設サイト)

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！ 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や 急な仕様変更などはやめましょう！



厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親事業者が負担すること。
- 親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば…●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう！

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議すること。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618 にご相談ください。

(受付時間) 9:00～12:00 / 13:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和2年11月1日(日) 9:00～17:00 ☎ 0120-794-713

※11月1日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン(☎ 0120-811-610)で相談できます。

(過重労働解消キャンペーン)

